

平成23年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

平成23年3月8日（火曜日）

議事日程第3号

平成23年3月8日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（29人）

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 大野 忠夫  | 2番 佐藤 文子  | 3番 後藤 健   |
| 4番 佐藤 隆盛  | 5番 藤井 春雄  | 6番 杉沢 千恵子 |
| 7番 茂木 隆   | 8番 小山 緑郎  | 9番 小松 栄治  |
| 10番 富岡 喜芳 | 11番 佐藤 清吉 | 12番 石塚 柏  |
| 13番 金谷 道男 | 14番 武田 隆  | 15番 渡邊 秀俊 |
| 16番 高橋 敏英 | 17番       | 18番 佐藤 芳雄 |
| 19番 大山 利吉 | 20番 北村 稔  | 21番 高橋 幸晴 |
| 22番 本間 輝男 | 23番 橋本 五郎 | 24番 藤田 君雄 |
| 25番 橋村 誠  | 26番 佐藤 孝次 | 27番 千葉 健  |
| 28番 鎌田 正  | 29番 竹原 弘治 | 30番 児玉 裕一 |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

|              |              |
|--------------|--------------|
| 市長 栗林 次美     | 副市長 久米 正雄    |
| 副市長 山王丸 愛子   | 教育長 三浦 憲一    |
| 代表監査委員 福原 堅悦 | 総務部長 老松 博行   |
| 企画部長 小松 辰巳   | 市民生活部長 元吉 峯夫 |
| 健康福祉部長 武藤 芳和 | 農林商工部長 藤原 薫  |
| 建設部長 田口 隆志   | 病院事務長 伊藤 和保  |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 水 道 局 長 | 藤 田 良 雄 | 教 育 次 長 | 高 橋 修 司 |
| 教 育 次 長 | 青 谷 晃 吉 | 総 務 課 長 | 進 藤 雅 彦 |

---

議会事務局職員出席者

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 佐々木 誠 治 | 参 事 | 竹 内 徳 幸 |
| 主 幹 | 伊 藤 雅 裕 | 主 査 | 菅 原 直 久 |
| 主 事 | 中 川 智 晴 |     |         |

---

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

---

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第 3 号をもって進めます。

---

○議長（児玉裕一君） 日程第 1、本会議第 2 日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、当局より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君）【登壇】 昨日、武田隆議員のご質問に対しまして保留していた件につきましてお答え申し上げたいと思います。

質問の第 1 点は、認定農業者の所得目標 460 万円でありますけれども、これはサラリーマン並みの所得を目標としまして認定農業者の認定基準となっておりますが、その達成状況でありますけれども、平成 22 年 10 月の農林業センサスによりますと、500 万円以上の販売額を確保している大仙市内の経営体は 657 経営体との調査結果が出ております。この経営体のほとんどは認定農業者であると思われます。それから見ますと、半数に近い、半数といいますと 1,475 名の認定業者の関係ですけれども、その半数に近い認定農業者が概ね目標を達成しているというふうに思っております。

次に、平成 18 年度に策定した第一次大仙市農業振興計画でお示ししております経営指標の営農類型別の実績についてでありますけれども、平成 22 年 3 月末時点の大仙市内の認定農業者 1,475 名のうち、この振興計画に掲げている営農類型で、水稻と豆類の経営となっている農家は 387 名で全体の 26.2%、水稻と野菜の経営となつて

いる農家は露地野菜が２３５名で１５．９％、施設野菜が５２名で３．５％、水稻と花卉の形営となっている農家は、露地と施設合わせて２９名で１．９％、水稻と果樹の経営になっておるのは３名で０．２％、水稻とたばこなどの工芸作物の経営は２４名で１．６％、水稻と酪農、肉用の畜産の経営を行っている農家は７１名で４．８％となっておりまして、このほか計画に類型として例示していない複合経営を行っている農家は４４７名で３０．２％になっております。これらを合わせて１，２４８名となりまして、残りの２２７名は営農類型にない水稻や畜産などの単一経営となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 一般質問を続けます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） はい、２６番。

○２６番（佐藤孝次君） 今、藤原部長が昨日の答弁の保留した答弁をしましたけれども、本来これは一般質問の答弁ですので、やはり休憩して答弁を引き出さなければ、ただいまの答弁は報告に過ぎなくなっちゃうわけだ。これやっぱ議長がちゃんとそこら付近認識して、休憩でもとって答弁を引き出さなければ、一般質問の意味がなくなっちゃうわけだ。一般質問は我々はちゃんと通告しての一般質問であって、全協のただの答弁、質問とは事が違ふと私は理解しておりますので、この後こういうことのないように議長からよろしく緊張感を持って議事運営に当たっていただきたいと思います。

○議長（児玉裕一君） はい、わかりました。そのようにします。

では、一般質問を続けます。２番佐藤文子君。はい、２番。

○２番（佐藤文子君） 【登壇】 おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。

今、国会が行われております。民主党が政権につき、概算要求から予算案の編成、審議までを一貫して手がける最初の予算となった２０１１年度予算案は、民主党がどんな政治を目指しているのか、厳しさを増す国民の暮らしを支え、経済をどう立て直すかが問われているところであります。

ところがその予算案は財界の要求どおり大企業、大資産家減税を実行し、米軍への思いやりは続ける一方で、国民には年金削減など社会保障を切り捨てる、そして農業を壊し、経済主権も明け渡すＴＰＰの推進など、民主党が選挙公約に掲げた「国民生活第一」、「対等な日米関係を」、この公約を１８０度転換した内容となっております。し

かも民主党政府は予算案と一体で審議すべき関連法案の審議を行うことなく予算案の可決を強行いたしました。予算案だけ送られた参議院側から、関連法案をどう扱うつもりかと説明を求められる有り様です。

日本共産党は、このように混迷を深め、国民との矛盾をますます広げる政府予算案を国民の暮らしを守る予算への転換を求めて引き続き頑張ってまいります。

それでは、通告に従い質問をいたします。

はじめに、高齢者世帯の除排雪支援について伺います。

平成22年3月31日の資料によりますと、65歳以上の高齢者のみで暮らす世帯は6,497世帯で、全世帯の21.1%に及んでおります。しかもその中で75歳以上の高齢世帯は3,000世帯を優に超えると思われまます。こうした事態から高齢者が地域で健康で安全に安心して暮らす上での健康・福祉施策はもとより、日常生活を支えるきめ細かな施策が必要なのは言うまでもありません。

大仙市では、高齢者プラン、新しい地域公共交通計画に基づいて、いろいろ対策も講じられておりますし、計画も持たれておるようですが、雪が降り積もる冬期生活対策については、率直に言って不十分だと思います。高齢者等除雪サービスは行われておりますが、今冬の豪雪はそのことを如実に物語っております。屋根からの雪も混じって固く埋め尽くされた屋敷周り、毎日降り続く雪であつという間に1m、2mと積もってしまった屋根、かつてはこれらの除雪は自分でこなしていたが、今ではそれも大変で雪下ろしを頼もうにもどこに頼んだらよいかわからない、ようやく頼んでも2週間も待たなければならないなど、雪に閉ざされる中で疲労と不安でストレスは極限状態に達したものであります。そんな中、雪まる隊や急きょ編成した市の職員による除雪応援隊の訪問は、本当に有り難く、利用者からはこの上ない感謝の言葉が寄せられているところであります。皆様のご奮闘に私からも敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今冬の豪雪を教訓に、今後の高齢者、障がい者世帯も含めての雪対策はどうあるべきか、とりわけ雪下ろし対策について幾つか提案をしたいと思ひます。

まず、雪下ろし要員の育成と即応体制の確立についてです。

今冬のような豪雪が毎年続くわけではないと思ひますが、例年1回から2回は雪下ろしをしなければなりません。現在、雪下ろしに携わる方の多くが長年経験を積んでいるとはいえ高齢者であります。また、住宅環境も良くなって雪下ろし作業中の事故の危険性も高まり、かつ重労働であります。こうしたことから、雪下ろし作業は安全知識と専

門技術を備えた要員を増やしていかなければなりません。そのための若い人材を育成していく必要があると思うのです。市内には多くの建築、板金、塗装、造園業など雪下ろし作業にも大変頑張っている業者があります。こうした業者に雪下ろし作業要員を目的とした若者の雇用を依頼し、生業と兼ねて育成してもらうなど協力業者になってもらうのです。市ではそのための雇用助成金を出し、企業支援を行います。そして雪下ろしを希望し、かつ頼める業者や知り合いを持たない高齢者世帯については、現在行っている高齢者等除雪サービスのように雪下ろしサービスの申請登録をしてもらい、市は登録者について事前に住宅周辺環境、屋根の構造、面積など調査の上、協力業者には担当地域も設定し、雪下ろし実施基準などを設けて雪下ろしを行ってもらうわけです。

以上、ほんの私の考えを述べたわけですが、年々増加する高齢者世帯の雪下ろしは重要な行政課題と思いますが、雪下ろし要員の育成や即応体制の確立など、高齢者、障がい者世帯を対象とした雪下ろし対策についての市の考えを伺いたいと思います。

二つ目には、高齢者の多い狹隘道路の消雪化の推進についてであります。この問題は昨年の6月定例会でも取り上げたところであります。再度質問させていただきます。

除雪車に寄せられた雪の塊を寄せる高齢者等除雪サービスは年々需要が増え、とりわけ今冬は大変忙しかったと聞いております。家の出入り口はこのサービスによって何とかなるものの、玄関周辺の雪寄せも大変になってきているのであります。流雪溝のない狹隘道路においては、雪捨て場もなく屋敷周りに積み上げざるを得ないけれども、その作業も大変になっております。消雪設備は、これらの困難を解決してくれるわけですが、現行の制度は事業主体が消雪組合などの自治会組織で、それに市が補助する仕組みとなっております。以前にも申し上げましたが、自治会組織を作ることが困難になってきていること、また、低所得で負担金が重いなどから消雪設備がなかなか進まないというのが現状だと思います。道路改良が進み、幅の広い市道路線が年々多くなり、それに伴って大型機械除雪も増え、委託業者の作業量も大幅に増える中、狹隘道路のこまめな除雪が難しくなってきました。こうした道路の消雪化は市にとっても除雪経費の負担の軽減につながるものだと思います。そこで、高齢者が多く住んでいる地区の狹隘道路においては、市道管理の一端として、市直営で消雪施設の整備を進めるよう検討すべきだと思いますが、市の考えを伺います。

2番目に、介護サービスの公平性の確保について3点お尋ねいたします。

22年度大仙市の福祉によりますと、大仙市の要介護認定者総数5,070人のうち

29%に当たる1,485人が要介護4と5の重度の要介護者であります。認定者数も重度化も年々高くなっております。重度要介護者のうち、グループホームなどの地域密着型施設や特別養護老人ホームなど介護施設に入所している方は698人で、半数以上の787人は在宅で介護を受けていることになっています。在宅介護サービスの利用状況は様々で、介護保険を満額利用している方、施設入所を待ちながらショートステイを繰り返し利用している方、極力サービス利用を控えている方などありますが、在宅サービスの給付費は要支援の方も含めれば1カ月1件当たり在宅の平均給付額は1カ月4万5千円弱であり、施設入所者の給付費約25万円と比較しても極端な開きがあります。依然として在宅者は家族介護に委ねられているわけであります。現状の施設整備状況から考えても、施設入所希望者が一気に解消されるということは考えられず、一年以上の待機が常態化しているのです。保険料はサービスを使おうが使うまいが年金から天引きされ、負担の公平性が強調される下で、制度の見直しが行われる度に値上げが行われてきました。必要なサービスをいつでも受けられるはずの介護保険ですが、サービスは選択できる介護保険であります。現実には基盤整備や経済的事情から望むサービス利用が困難になっているのが実情です。サービスの利用においても公平性が図られるよう、次の3点で改善要望を行います。

1点は、重度介護者が受けるショートステイや訪問介護などの在宅介護サービスの利用料に対し、市独自の助成制度を設け、利用者負担の軽減を図るよう求めますが、市の考えを伺います。

2点目は、重度要介護者の在宅高齢者と同居する世帯に対し支給している介護慰労金について、支給要件の緩和と支給額の大幅増を求めるものです。現在、市では独自の介護慰労金支給事業で非課税世帯に対し3カ月以上介護する世帯ということで、月額5千円、年額6万円を支給しています。但し、特別障がい手当受給者は対象外としています。特別障がい手当は月2万6,440円で、本人に支給されるもので、その意味では趣旨の異なるものだと思っております。したがって、特別障がい手当と併給を認めるようにすべきであります。

また、介護保険の任意事業である慰労金制度は、一年間に介護給付を受けずに継続して介護している世帯に対し年額10万円を支給するものでありますが、ハードルが高いため現実はこの慰労金制度の受給者はゼロということになっています。こうした現状を鑑み、市独自の慰労金を年10万円まで引き上げるべきではないかと思っておりますが、こ

れに対する見解を求めます。

三つ目に、在宅介護における紙おむつなど日常生活用品を支給する、家族介護用品支給事業の所得制限の撤廃を求める立場でお話をいたします。

介護用品は要介護４・５に限らず介護に必要なものであります。特養や保健施設などの施設においては、これらは介護サービスに含まれ保険適用になっていると聞いております。この点でも在宅と施設でのサービス格差を感じるものであります。介護用品支給対象を要介護３まで広げ、そして所得制限を廃止するように求めます。

質問の最後に、公契約条例の制定について求めます。

低迷する経済の下、住民の暮らしと雇用を守る国と自治体の役割発揮が強く求められていることは言うまでもありません。こうした中、住宅リフォーム制度は中小企業の仕事をおこし、地域経済効果と雇用に寄与していることは、この制度が全国各地に一気に広がりつつあることでも明らかになっております。

さて、２００９年７月に施行された「公共サービス基本法」は、第１１条で「国及び地方公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるように、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努める」と定めております。安心できる、そして質の高い公正な行政、公共事業と公的サービスが確保されるために公務や公共事業に働く労働者に適正な賃金と労働条件と雇用の安定・継続が保障されるよう求めたものだとは私は理解しています。これを受けて千葉県野田市や東京国分寺市、川崎市などでは、公契約条例を制定し、また、制定に向けた準備が進められているようであります。川崎市の公契約条例では、予定価格１，０００万円以上の清掃整備・警備事務などの業務委託契約は、生活保護基準の労働者の基準に沿って労働者の最低賃金を定めるとし、予定価格６億円以上の工事請負契約では一人親方も含めた労働者の最低賃金は、公共工事設計労務単価を基準に定めるというふうなことにしているようであります。

公契約条例によって官製ワーキングをなくし、雇用と地域経済にも大きな効果をもたらすものと期待されているところでありますが、当市でも雇用の安定・確保及び安心で質の高い公共事業、公的サービスにおいて期待される公契約条例の制定を求めるものですが、市の考えを伺いたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） ２番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第１点は、高齢者世帯の除排雪支援についてであります。

はじめに、雪下ろし要員の育成と即応体制の確立につきましては、除雪ボランティア「大仙雪まる隊」の活動や全市体制として２回の一斉除雪デーの実施など、今冬の豪雪における高齢者世帯の支援を行ったところでありますが、ボランティア並びに職員の安全性確保の観点から、雪下ろし作業を対象外としている現状であり、雪下ろし対策は業者の周知や斡旋に止まっております。

今後、ますます高齢者世帯が増加することに鑑みますと、地域の見守りや声掛けが重要となりますし、空き家等の対策を含めまして市全体の視点から除排雪体制の再構築が必要と考えております。来季に向けまして、次の質問とも関連しますが、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

あわせて、中間で議会の皆様からも様々なご意見を伺いながら、来季以降の雪の問題に対する中期的な対応というものを作り上げてみたいと思っています。

次に、高齢者の多い狹隘道路への市直営による消雪施設の整備についてであります。

本市の道路除雪は９８％を機械除雪で行っておりますが、機械除雪が困難な狹隘道路の交通確保に関しましては、消雪施設の果たす役割は大変大きいものがあり、身近な生活道路の確保について有効な手段と考えております。現在、市全体では２３７の消雪組合がありますが、このうち大曲地域にあつては２１７消雪組合が、大仙市消雪施設整備補助金交付要綱に基づき助成措置を受けて、施設整備が維持管理をしていただいております。本年度も４組合がこの制度を利用申請するなど、毎年利用されている状況であります。

一方、地下水の枯渇や地盤沈下という問題も抱えており、慎重さが求められますが、この制度は今後も継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、消雪組合を新たに組織して施設整備を進めるには、当然受益者負担が必要となることから、組織化がなかなか進まない地域、場所もあります。市では今冬の豪雪体験を踏まえ、新年度の早い時期に、先程申し上げましたように全庁的な検討を加えたいと思っております。来シーズン以降に向けた雪対策の具体策をこの中で検討しながら議会の皆様にも協議をお願いしたいと思っております。

こうした中で、この消雪施設整備につきましても、除雪対策という観点からのみならず福祉対策としての観点からも検討を入れてみたいと思いますので、少し時間をいただ



きたいと思います。

質問の第2点は、介護サービスの公平性の確保についてであります。

はじめに、重度要介護者の在宅サービス利用料への助成についてであります。介護保険制度においては利用したサービス費用の1割を自己負担として支払うルールとなっており、利用料の軽減にかかわる制度としては、一つ、災害、その他特別の事情がある場合の利用料減免制度、二つ、介護サービス費用が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その差額が支払われる高額介護サービス費支給制度、三つ目、施設入所サービスやショートステイを利用した際の食事や部屋代が所得に応じて軽減される減額認定制度、四つ目、利用料を軽減することをあらかじめ保険者に届け出た社会福祉法人等の介護サービスを利用した場合に、自己負担額が軽減される制度などあります。

介護保険制度の趣旨は、国民すべてを対象に、できる限り在宅において介護を受けながら生活を送ることを目的としたものと考えております。必要な介護サービスを受けることが可能となるために必要な対策は、国の責任において講じられるべきものと考えております。在宅の重要性については、引き続き国に要望してまいりたいと思います。

介護は国の一元的な制度と認識しておりますので、重度要介護者の在宅サービス利用料への大仙市独自の大幅な助成については、財政面から難しいものと考えております。

次に、介護慰労金の支給要件の緩和と支給額の大幅増についてであります。

大仙市介護慰労金支給事業につきましては、在宅で介護サービスを利用せず、一年間介護を継続されている重度要介護者家族に対し10万円を支給する事業と、現に在宅で重度要介護者を継続して介護する低所得者層の世帯に対し月額5千円、年間で6万円を支給する2つの事業があります。

介護保険制度開始から10年以上が経過し、制度の浸透とともに介護が必要な世帯のほとんどは介護サービスを利用するようになり、年額10万円の慰労金制度の該当者は年々減少し、平成21年度におきましては受給件数はゼロでありました。

一方、月額5千円の慰労金支給につきましては、家族介護者の慰労を目的として実施しており、平成21年度受給実績は33件、22年度においても同数の33件を見込んでおります。

この慰労金支給事業のあり方については、現状を踏まえた上で来年度の介護保険事業計画、24年度からの3年間の5期計画の中で、あるいは介護高齢者プラン見直し作業を行う中で検討されるものと考えております。

次に、紙おむつ等家族介護用品の支給事業の所得制限の廃止を求めることについてであります。

この事業は、要介護４または５の方を在宅で介護する市民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、市に登録の指定事業者で紙おむつ等の介護用品を購入できる券を年額５万円相当分を上限として支給するものであります。非課税世帯を対象とした支給分については、介護保険財源を活用した地域支援事業として、広域の２市１町共通のルールで実施しておりますが、支給対象を均等割のみ課税世帯に拡大して支給しているのは大仙市独自の事業として実施しているものであります。引き続きこの内容で継続してまいりたいと考えております。

質問の第３点は、公契約条例の制定についてであります。

公契約の原点は、昭和２４年のＩＬＯ（国際労働機関）の総会で採択された「公契約における労働条項に関する条約」と同勧告にあり、その目的は、人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料にされている現状を一掃するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることが義務づけられることと、及び公契約によって賃金や労働条件に下方圧力がかからないよう公契約に基準条項を盛り込むことにあります。

この考え方に対し、日本政府は「賃金、労働条件に関して、国・自治体を問わず、労働基準法等の関係法令に違反しない限り、個々の取り決めに政府が介入することは適切ではない」として、条約を批准していない状況にあります。

また、公契約に関する最近の動きといたしましては、全国市長会が平成１７年６月に、公共事業を円滑に推進する目的で「公共事業における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ること」いわゆる「公契約法」の制定について、国に要望いたしております。また、大仙市議会におきましても平成１９年９月に、公共工事の現場で働く建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」を関係大臣あてに提出し、公契約法の制定に向けた検討などを要請いたしております。

一方、政府におきましては、平成２０年５月に公共サービス基本法が制定され、平成２１年７月に施行されております。公共サービス基本法につきましては、交通、福祉、教育などの欠かせない公共サービスはどうあるべきかなどの基本理念を定め、国等の責務の明確化、国民の意見反映及び労働環境の整備などについて定めた理念法であると認

識しております。労働環境の整備につきましては、ご指摘のありましたように第11条として国及び地方自治体にかかわる努力義務規定が設けられております。これに対しまして全国市長会や大仙市議会など多くの団体が要望している、いわゆる公契約法につきましては、国等の公共事業において熾烈な価格競争により不当に賃金が安くないよう労働者の適正な賃金の額を定め、その業者が適正に支払っているかを調査する立入検査などの権限を発注者側に与え、労働者の適正な賃金を確保するための法律であると考えております。

地方公共団体の入札につきましては、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきておりますが、一方で低入札価格の問題によって下請け事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがあり、労働者の賃金の低下をきたす恐れのある状況になっております。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保することは、一自治体では解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、必要な措置を具体的に講ずることが不可欠であると考えております。

ご質問の公契約条例につきましては、全国的には千葉県野田市や川崎市で条例化されているほか、ほかにも検討している自治体があることも承知しておりますが、大部分の自治体では今後の課題となっていると認識しております。特に条例が適用される契約や労働者等の範囲の問題及び条例施行後の履行確認の方法など、整理すべき課題も多いことから、市といたしましても国や県、他市の状況を把握しながら対応してまいりたいと考えております。

なお、大仙市では昨今の契約状況などを勘案して、労働者の適正な労働条件の確保並びに公共工事の品質確保に向けて、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入し、さらには低入札調査基準価格を下回った業者にはペナルティを与えるなど、ダンピングの防止に努めるとともに工事の内容によっては総合評価落札方式を導入し、価格のみならず企業の技術力や地域貢献の度合いを評価対象とし、公共工事の適正な価格と品質確保に努めているところであります。

また、価格競争によるしわ寄せが下請け業者の経営、さらには労働者の生活賃金に影響を与えないよう下請負契約に際しては、下請負届けを提出させ、あるいは下請負調査を実施して元請業者に対する指導監督を行っております。さらに、新年度からは、23年度からは下請負契約の締結後に提出される下請届けについて事前協議制とし、下請代

金が下請工事を施工するにあたって通常必要とする原価を満たしているか、また一括下請負いわゆる丸投げに該当しないか、などについて指導する方針であります。

今後とも「建設業法」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」など、既存の法体系の運用と、それにあわせた市独自の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（児玉裕一君） 2番、1つ目の項目についての再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） それでは1番の問題で、特に2番の消雪施設の整備に関して再質問したいと思います。

全体的に雪下ろし等も含め見守りなど高齢者の支援について、総合的に具体的にご検討していくというような答弁でありましたけれども、現に消雪設備というのが二百七十数カ所組合が作られ、補助金を受けて組合の負担でもって実施しているわけですが、いわゆる消雪は機械除雪に代わる消雪であって、市道の管理というふうなことでは当然除雪にかわる制度ですよ。これを実際やっているわけですが、そういう意味から消雪も市直営で本来であればやるべきではないかというのが根本に私はあると思っています。それで、消雪による費用対効果というか、今年度の除雪費と、そして機械除雪の総延長から割り出した単純計算によりますと、約100m当たり6万6,700円ほどの除雪費がかかっているわけです。これを消雪パイプを引いた延長に照らし合わせていきますと、毎年2,080万くらいが消雪によって除雪をしなくても済む、経費がこれだけ浮かんでいるというのが実際です。そういう意味では、消雪を一旦引きますと大体20年ないし30年近くもつわけですので、そういう意味ではトータルで今の延長数で換算しても4億数千万円から6億円くらいまでの経費節減が図られる仕組みになっているわけです。これをそういう意味では、当然、流雪溝というふうなのにも補助を出してやっていますが、流雪溝の場合には、これは除雪が、機械除雪が行われているわけですので、まずあまりこちらの方としては検討しておりませんが、いずれそれだけ消雪パイプによる消雪は機械除雪経費のかなりの部分を、2%と、98%が機械除雪で残り2%だというふうなことなんですけれども、それだけの費用対効果を持っているというふうなことです。

それで問題は、これから二十数年くらい経っている消雪組合もあるわけで、老朽化も進んでいる、更新しなければならないというふうなところがあちこちに出てまいります。そしてその組合が延々とかつて組合を立ち上げた当時の人数や世帯数など、また、所得の状況なども相当変わっているものと思います。旧大曲の中は1件当たりの延長が

100mとか7、80mとか短いところもたくさんあるわけですが、ほかの地域を見渡せば非常に長く500mとか及ぶそういったところの消雪パイプを敷いている地域もあります。かつて旧町村では、私は機械にかわる除雪の一環だというふうなことで、消雪パイプもしっかりと町や村の経費で整備をしたというふうに伺っております。そういう意味で非常に延長の長い消雪パイプのところについている住宅がわずかに数十軒しかなければ、今度は補助を出して更新するといっても大変莫大な組合というか各家々の負担が増えてくるわけで、現実的には組合組織に対する補助金という制度を活用した更新事業は、なかなか現実的には非常に大変、無理があるのではないかというふうに私は思います。そういう意味で、やっぱりこの市道の管理は市の責任でありますし、消雪も市道管理の一環として、更新も含めて今後は市道消雪パイプの施設についての経費、直営でやっぱりやるべきだというふうなのは、私はどう考えてもそういうふうに思えるわけですが、そのことも含めて今後の早い時期に中期対策というふうなことで検討する内容に、是非そういう立場で盛り込んでいただきたいものだというふうに思いますが、これに対してはいかがですか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの積算の事例、初めて聞かせていただきまして、あっそういう計算もあるのかなと思いました。いずれこれも大変重要でありますので、先程申し上げましたように、全体のやっぱりこの雪をやっぱり克服していくという中で検討していかなきゃならないと思っております。市道の問題もありますけれども、様々な形で市道になっていない部分、あるいはそれぞれの共有になっている部分なども含めまして、このこういう問題、非常に大変な問題だと思っております。

また、数字で98%以上が機械除雪で、残り2%といっても多分市道の延長を計算しますと九州ぐらいいく距離になっていくんじゃないかなと思います。そのうちの2%といっても大変な数字でありますので、果たして直接市が全部管理できるかということも非常に、検討の中でいろいろ研究させていただきますけれども、まず少しお時間をいただいて、我々の全体のこの雪問題の検討を議会の方にもお示ししてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） 1つ目の質問に再々質問ありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） ある地域では近々にそうした更新事業をしなければならないとい

うふうなところもあるようですが、非常に延長が長い消雪パイプの道路、こういったところを今の制度で更新をしようとするならば、非常に住民負担もありますので、この問題は非常に難しい問題だというような感じで構えるのではなく、やっぱり本当に喫緊の課題だというふうな立場で、住民負担を本当に…やっぱり市道管理、2カ月、3カ月の冬の期間の道路管理というふうなところに責任ある対応をしていただきたいというふうに思います。答弁はいりません。

○議長（児玉裕一君） 次に、2つ目の項目についての再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 1番の利用者負担の軽減の問題についてお尋ねいたします。

いろいろサービス利用に対する上限が設定されたり、非課税世帯への施設での食事、あるいは居住費、こういったものの軽減など十分図られていることは存じ上げております。

しかし、施設におけるサービスの時間というものと、在宅におけるサービスの時間というふうなものが非常に異なるわけで、実は訪問介護にいたってはわずか1時間だとか、入浴は2時間だとか、こういうふうなことで在宅でのサービスというものが時間で制約されている、そういう意味で施設においては、これらのサービスを受けながらも施設の中で十分な見守り管理をされて24時間介護を受けているわけですので、在宅はそのサービスの時間帯が終われば残りは家族介護というふうなことで、こういう点でも私は非常にこの不公平だなというふうに思っているわけです。そういう意味からもこの利用者の負担を軽減していくべきではないかというふうなところで申し上げたわけです。その点でいかがでしょうか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 確かに介護保険法、あるいは介護保険制度、発足するときの理念の一番大きいところは在宅サービスの問題だと私は今でも思っておりますが、残念ながら様々な事情、社会情勢、その他の変化で、どうしてもこの在宅の関係が少し手薄になりつつあるのではないかなという認識は深めております。ただ、介護保険法の基本的な精神はやっぱり地域で、あるいは在宅でというのが基本でありますので、我々としてはやっぱりここをいかに充実させていくかということを忘れないでやっていく必要があると思っています。ようやく施設関係の、その、私に言わせれば比較をしますといろいろありますけれども、施設は施設としての一定の体系に基づいた制度になってきているのではないかなと思います。ですから、施設の方がいいとか在宅が悪いという比較ではな

くて、在宅の方の関係について、より全体としてやっぱりこのレベルを上げていくということに対して動かなきゃならないと思っています。ただ、我々の考え方としては、だからといってそこに市の財源をどこまで投下できるかという問題とのやっぱり関係があります。先程お尋ねいただいておりますこの、できればその４・５、要介護４・５の低所得者層と言われる部分について、この部分については少しでも我々やっぱり直接援助をしていかなきゃならないのではないかと、そういう考え方のもとで慰労金の問題であるとか、おむつの問題であるとか、そういうことをまず、いわゆる横出し的な形でやらせていただいております。それもやはり市の一般財源、財政とのやっぱり関係で見ていかなきゃならないものと思いますので、ここの部分で大きくその補助を拡大していくということは今の大仙市の財政の状況では、また無理が生じるのではないかなと思っています。この部分がある程度進んでいる自治体というのは、やっぱり財政力の問題だと思いますし、あるいは全体の介護サービスする期間、場所が少ないところが一つの目玉としてやっているような自治体もあるような気がいたします。我々はやっぱり施設と在宅の、やっぱりできるだけバランスをとりながら、特に在宅面で様々な工夫を凝らしながら、あわせて国に対してもこの部分を強く要望・要請していかなきゃならないものではないかなと思っています。

○議長（児玉裕一君） ２番、この２つ目の再々質問ありますか。

○２番（佐藤文子君） ないです。

○議長（児玉裕一君） 次に、３つ目の項目についての再質問ありますか。はい、２番。

○２番（佐藤文子君） 公契約条例というふうなものが、公契約法が早く制定されることを待っているという感じもしたわけですがけれども、いずれ１９年にその公共工事の現場の労働者等の適正な労働環境をつくるような、そうした意見書を大仙市としても政府に提出している、そういう立場からしますと、いずれこういう国が法律を作るというのは、全国的ないずれそうした意見書などが上がってようやく動くという、そういう傾向もあるわけですがけれども、そういうふうな意味で、先進事例に倣って大仙市でも１９年にこうした意見書を上げているという立場から見れば、率先して公契約条例というふうなものを作っていくという、そうしたことも必要なのではないかというふうに思うわけですが、これに対するお考えを伺って質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程ご説明申し上げましたけれども、私はこの公契約の原点とい

うのは、この昭和24年のILOの問題であろうと思っています。この時代というのは非常に混乱した時代でありますし、日本の様々なその労働関係の法律も未整備の状況、例えば労災保険法はずっと後に出てきます。それと基準法もようやくというような時代ではないかと思っています。それとあわせて建設業関係の様々な法律、規定についても、ほとんど戦後でありますので、まだはっきりしない時代、こういう時代にこの勧告が行われたというふうに思っております。政府の見解はこの辺にあるのではないかなという前提です。我々特に心配しているのは、公共工事におけるやっぱりダンピングの動きに対してどうするかということで、この問題については大仙市、相当早い時期に様々な、現行法の中で様々なできる、強制力はないにしても様々なできる制度を用意しながらこの公共事業の、我々が発注する公共事業については、たまにダンピング的なものが見られますけれども、そこにペナルティーを与えながら、そういうふうにならないように規制も様々な関係法令の組み合わせの中でやっておるつもりであります。また、こうした考え方に対しては、いわゆる建設業界含めた皆さんも、かなりご理解をいただいているというふうな関係でありますので、この関係については大仙市議会でも決議していただいたこの公共工事について、きっちり品質確保するようにという、こういう問題については大仙市はきっちりいってるものだ和我々は思っております。ただ、一回制度を作っても様々な変わってきますので、新しい課題を入れながら、来年度からは先程申し上げましたように下請け関係の、もう少し我々が中に入っていくって、もし問題があるとすれば指導、あるいは強制力がないにしても指導ができるような形にしてみたいとか、そういう問題も含めてやっていきたいと思っています。

ただ、公契約のこのはっきりしないところは、サービスとかその辺の部分については、ちょっと我々のところでは直接なかなかやれない部分があるので、こうした部分について現在の公契約に関する法律は基本法的な部分でありますので、この辺のところはやっぱり国でサービス、その他、新しい分野も多いと思いますので、一定のやっぱりこう実効につながるような形のものを作ってもらいたいというのが我々の考えであります。

○議長（児玉裕一君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時10分に再開いたします。

午前10時57分 休 憩



午前 11 時 10 分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、8 番小山緑郎君。はい、8 番。

○8 番（小山緑郎君）【登壇】 新政会の小山です。

今回は、大きく 3 項目 8 点について質問させていただきます。

まず最初に 1 項目めの、秋田スギ大規模製材工場建設事業補助金について質問させていただきます。

秋田スギの需要拡大、また、雇用の創出、秋田スギラミナの供給と秋田スギ製材品のブランド化、また、森林整備の促進を図る意味では理解できます。大変良いことですが、何点かの疑問点にお答えください。

1 点目は、年間生産量約 8 万 m<sup>3</sup>、原木の消費量も年 14 万 8,000 m<sup>3</sup>とした計画がありますが、約 15 万 m<sup>3</sup>もの原木の仕入先、また、仕入数量確保の見通し、また、販売計画ですが、約 8 万 m<sup>3</sup>の製材品のうち県内約 5 万 m<sup>3</sup>、県外約 3 万 m<sup>3</sup>となっておりますが、経済情勢が決して良くなったと言えない状況で大幅な需要の増加は期待できないような気がしておりますが、販売先は確保できているのか伺いたします。

次に、2 点目ですけれども、22 社が事業主体と聞いておりますが、事業費約 23 億円に対し約 13 億円が県と秋田市と大仙市、残り 10 億についても大半が金融機関からの借り入れで補助金と借入金に依存した計画となっておりますが、原木の高騰や調達の不足、また、製品価格の下落など思わぬ要因により債務超過に陥るともわかりません。前回も自己資本率にもっと体力をつけてからと中止となった話を聞いておりますが、その点もきちんと検証されているのか伺いたします。

次に、3 点目ですけれども、組合以外の製材業者、また、販売業者への影響はないのか伺いたします。

また、次に 4 点目の質問は、秋田市では県の結論を待つて 6 月議会で判断すると聞いておりますが、着工時期が遅れることによる影響、または秋田市の判断について我が大仙市の市としての所見をお伺いたしたいと思います。

次に、2 項目めの仙北組合総合病院建設計画について質問させていただきます。

私は前にも質問させていただき、市長からあまり良い答弁を聞くことはできなかったわけですが、大仙・仙北・美郷地区の中核病院として、今後、特に高度医療を目指していく場合、将来の病院の役目、あり方を考えた場合、様々な医療体制、また、災

害に強いまちづくりを考えていかなければいけないと思います。そうしたことを考えたとき、どうしても救急医療体制が重要になってくると考えます。一刻を争う病気、事故に対しても大変重要ですが、例えばドナーの提供者が現れた場合、大仙市内に提供登録者が、意思表示している方がいるかもしれません。私はちょっと把握はしていませんが、例えば受ける側、提供する側、いろいろなことが必要になってくる場合も想定されます。そうしたときは、やはり必ずといっていいほどヘリでの輸送となっておりますし、そうしたことも含めて考えた場合、建設費は嵩みますが、是非ヘリポートの設置をお願いしたいと思っております。そうしたことで再度検討していただきたく質問させていただきました。

次に、2点目ですけれども、働く人たちの労働環境の改善といいますか、働く場所での保育施設、最近は民間の会社等でも聞かれるようになってきましたが、今回病院を新しくする機会を見て、院内保育所の設置をお願いしていただけないものかと質問させていただきました。看護師さん方は、毎日、昼、夜とハードな勤務体制の中で子育てをしながら頑張っている看護師さん方がたくさんおります。そうした中で特に3歳未満の子供たち、保育所入所前の子供たちは、流行りもの、また、病気にかかりやすく、特に預け先から呼び出しも少なくないと聞きます。夫婦共働きが多い中、その都度、暇をもらったり労働環境にも影響が出たりしているそうです。それがもし病院内、または近くにありますが、安心といいますか、あまり勤務体制にも迷惑をかけないで済みますし、労働環境の向上にもつながります。そうしたことから、是非建設委員会の方へお願いしていただけないものかお伺いいたします。

次に、3点目の農業振興計画について質問させていただきます。

昨今、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。私が申すまでもありませんが米価の下落、昨年的高温障害による品質低下、さらには昨今、国の方針によるTPPへの参加意思の表明による農業関係者への不安、今、農家の皆さんは春作業を前に不安と希望を失いながらの気持ち、心境で準備に取りかかろうとしています。

そうした中で今回、大仙市農業振興計画、基本テーマ「変化に耐え得る強い農業の実現」ということで計画書を読まさせていただきました。どれもみな必要なことばかりで、特に今、農家の皆さんの働く意欲を失わせないためにも常に前向きに発信していくことが大切であります。そうした中での今回の計画書ですが、いろいろな分野での施策・対策が講じられております。継続事業も多いように感じますが、どれも重要で大切なこ

とばかりです。特に力を入れていきたい事業、目玉となる率先していきたい事業等お伺いしたいと思います。

次に、2点目の質問ですが、昨年、遊休農地、耕作放棄地の調査をしていたようですが、今年度23年度中に調査結果を取りまとめ、今後の再生、活用へ活かしたいと書いてありますが、場所の点在、また、引き受けする業者、人の確保等、難しい問題も多々あると思います。これまでの実績と今後の具体的な計画・方策をお伺いしたいと思っています。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきますが、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 8番小山緑郎君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 小山緑郎議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、秋田スギ大規模製材工場建設事業費補助金4,660万円、このことについてであります。

事業の概要につきましては、総事業費が23億580万円で、そのうち補助対象事業費が21億6,600万円となっております。建設場所は秋田市河辺の七曲臨空港工業団地で、用地面積8.1haとなっております。

事業主体は、秋田製材協同組合で、事業規模としては年間原木消費量14万8,000m<sup>3</sup>を見込んでおり、生産計画は一般製材、スギラミナを合わせて7万9,920m<sup>3</sup>で、製品の年間売上料は29億5,000万円を見込んでおります。

雇用体制は、常勤理事3名、総務3名、営業5名、製造52名の63名体制で計画しております。

また、工場新設に伴う本市への経済波及効果として4億7,000万円、雇用創出効果として43人と推定され、本市の地域経済にとっても大きなメリットが生まれるものであります。

はじめに、原木の仕入れについてであります。事業概要でもご説明申し上げましたが、年間14万8,000m<sup>3</sup>の原木の仕入れを計画しており、本市からは2万5,000m<sup>3</sup>の仕入れを計画しております。

原木の確保については、秋田県森林組合連合会や5社の素材生産事業体が、事業主体である秋田製材協同組合に15万m<sup>3</sup>を超える原木を供給することとしており、実施に当たっては安定的な供給を図るため協定を結ぶことにしております。そのほかに森林管理局からの購入も視野に入れております。

また、製品の販売計画についてですが、一般製材品は生産量の7割の2万7,160 m<sup>3</sup>を県外出荷、1万2,000 m<sup>3</sup>を県内出荷に予定しており、また、集成材に使用するスギラミナは全量の4万760 m<sup>3</sup>を県内の集成材工場に出荷することとしており、合わせて7万9,920 m<sup>3</sup>となっております。

製品については、県内外の17社の販売先から14万m<sup>3</sup>ほどの購入予約を取りまとめており、計画されている生産量を超える数量を確保していると伺っております。

次に、経営の中身であります。現在、秋田製材協同組合は製材と木材販売、運送業の5社が組合員となり、操業時にはさらに林業事業体や木材販売業者等の22社が新たに参画し、総組合員数が27社の組織となる予定であります。

収支計画によりますと、フル稼働となる操業3年目からは、総売上を29億5,000万円と見込んでおり、製造経費に24億1,000万円、販売管理費に2億5,000万円を要し、営業利益として2億9,000万円、経常利益として2億4,000万円の計画となっております。

また、現行の計画では前回指摘された設備投資の抑制、収支計画書の精査、出資金の増額、生産ライン・販売・流通体制の見直しを行っており、経営の持続性が確保されているものと考えております。

次に、組合員以外の製材業者への影響についてですが、製品の販売先については、一般製材品は生産量の7割を県外出荷としており、県内販売は事業主体の構成企業がこれまでに販売してきた販売量を下回る1万2,000 m<sup>3</sup>にとどめることにしております。

また、スギラミナにつきましては全量を県内の集成材工場に出荷するとしており、これは集成材の原材料を現在使用している外材からスギ材に転換するものであり、県内の企業との競合はないものであります。

大規模製材工場の操業が開始されますと、構成企業の現在の製材工場は製造を取りやめることとしており、また、秋田県森林組合連合会等は大規模製材工場に対応して増産体制整備を検討しており、こうしたことから県内製材業への影響は少ないものと考えております。

次に、着工時期が遅れることによる影響についてですが、施設設備は平成23年7月に着工し、平成24年3月の完成を見込んでおります。平成24年4月から試験操業を開始し、7月からフル稼働する計画となっております。秋田市は6月議会で判断すると伺っておりますが、操業開始に影響がないよう、県及び事業主体に働きかけてまいりま

す。

質問の第２点は、仙北組合総合病院の改築計画についてであります。

はじめに、ヘリポートの整備についてであります。秋田県では平成２１年度からドクターヘリの導入に向けた検討委員会を開催しており、平成２２年９月議会の知事説明の中で、知事は「仙北組合総合病院の改築についても支援していくほか、救急搬送体制の充実を図るため、秋田赤十字病院を基地病院とするドクターヘリの来年度中の運航開始に向け、準備を進めてまいります」と説明しております。県の計画では、搬送先病院として、救命救急センターなどの第三次救急医療機関やヘリポートを要する病院の１１病院を指定しており、現時点では仙北組合総合病院は含まれておりません。

市としては、雄物川河川敷に市のヘリポートがあることや冬期間におけるヘリポートの使用の問題、広域消防の高規格救急車の配備強化などから、その必要性は必ずしも高いものとは考えておりませんが、県では仙北組合総合病院をヘリコプターの離発着場を有する災害拠点病院として、重症患者を受け入れることが可能な「搬送先指定病院」として、さらにはドクターヘリや消防防災ヘリを活用した県外の高次な医療機関へのスムーズな搬送が可能となる「搬送元医療機関」として位置付けたいとし、新病院へのヘリポートの設置について秋田県厚生連及び仙北組合総合病院へ要望があったと聞いております。

現時点で県より市に対し、ヘリポート設置の正式な要請はありませんが、今後、県から説明があった場合、秋田県厚生連及び仙北組合総合病院、そして秋田県と協議してまいりたいと考えております。

次に、院内保育等の整備についてであります。女性医師や看護師の確保や出産や育児による離職を防止するとともに、子育てをしながら安心して仕事ができるような環境を整備するために、秋田県の「地域医療再生計画」の中で取り組んでいるところであります。

また、平成２１年１１月に作成された「秋田県厚生連経営改善計画」アクションプランの中でも、医療従事者確保対策として院内保育所の段階的な整備を図るとしております。

市では、市街地再開発事業により病院の改築を進めるに当たり、「医療・福祉・健康・交通等の核施設整備」をキーワードとしたまちづくりを進めることとし、病院移転後の跡地に夜間保育へも対応可能なこども園の設置を計画し、病院へ勤務する医師、看護

師等も安心して働ける環境整備に努めることとしていることから、新病院内での院内保育の設置について病院側としても考えていないところであります。

市といたしましても医師、看護師等の確保対策は、今後の地域医療を考える上で重要な課題ととらえており、地元自治体として医師、看護師等の働く環境整備については支援してまいりたいと考えております。

質問の第3点、農業振興計画に関する質問につきましては、農林商工部長から答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 質問の第3点は、農業振興計画についてであります。

はじめに、農業振興計画の重点事項についてであります。計画ではテーマの下に「担い手の育成と生産環境の整備」、「地域に適合した農作物づくり」、「加工・販売・交流型農業の推進」、「農山村環境の改善と保全」の4つの柱を設け、その下に10の施策を位置付け、さらにその下に22の方向付けと37のアクションをお示ししているところであります。

計画期間を通じて大仙市農業をリードするすぐれた経営体の育成、これまでの大規模基盤整備では行えなかった小規模な土地基盤整備、“大仙市”ブランドを確立できるような野菜の振興、農産物の加工・販売に取り組む6次産業化、バイオマスを活用した資源環境システムの構築、計画的な路網整備を重点的に進め、大仙市農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

新たな農業振興計画のスタートとなります平成23年度につきましては、具体的には16の新規事業を展開してまいります。

1つ目の柱である「担い手の育成と生産環境の整備」に関連しましては、儲かる農業を実践して地域農業の先導役となる農業法人、集落営農組織、認定農業者を育てる「農業トップランナー育成事業」、次に、中山間農地の有効利用を図り、農地の有効利用と農地の荒廃を防ぐため中山間農地の受け手を支援する「中山間農地引き受け確保事業」、中山間地域において少ない事業費で小規模な土地改良事業を行う「小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業」を実施してまいります。

2つ目の柱である「地域に適合した農作物づくり」に関連しては、重点野菜に取り組むモデル経営体を育成する「大仙重点野菜生産拡大事業」、大仙市内各地域特有の地物名産品として栽培されている地域特産野菜の保存・生産拡大を目指す「“未来へのこせ

”地域特産野菜等応援事業」、市営放牧場の草地更新を計画的に行う「草地林地一体的利用総合整備事業」を実施してまいります。

3つ目の柱である「加工・販売・交流型農業の推進」に関連しましては、農林水産物の生産・加工・販売の有機的な結合により新たな付加価値を生み出す6次産業化への取り組みを支援する「6次産業化推進事業」を実施してまいります。

4つ目の柱である「農山村環境の改善と保全」に関連しましては、もみ殻を燃料としたボイラーを利用して冬期間の野菜栽培に活用することを目的としたモデル事業を実施してまいります。

このほか、大仙市農業の振興に必要とされる継続事業や国・県の補助事業なども活用し、農業者の方々に望まれる事業を展開してまいります。

なお、このところの農業を取り巻く情勢は激動しており、非常に先が読みづらい状況にあります。この度策定した農業振興計画については、急激な情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じて所要の見直しを加えてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地再生と活用につきましては、これまで国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業及び県の農地有効活用促進支援事業を活用し、平成21年度に協和地域で3.1ha、大曲地域で0.3ha、合わせて3.4haを再生し、大豆、大根の作付をしたところであり、今年度は大豆、飼料用米を作付しております。

平成22年度におきましては、協和地域で17.8ha、太田地域で0.7ha、合わせて18.5haの再生作業を実施し、野菜、菜種、麦等を平成23年度から作付する見込みであります。

再生作業の取り組み主体は地域の担い手等であり、再生作業から作物作付、生産物の販売までの解消計画を策定して事業を実施するものであります。

平成23年度におきましても約15haの再生作業の予定しており、耕作放棄地の再生を進めてまいりたいと考えております。

また、平成21年10月から、ふるさと再生臨時対策基金事業を活用して設立いたしました「大仙市遊休農地活用センター」において、自己保全管理水田等の低未利用地や畑地について調査を実施しており、これまで大曲地域全域と西仙北地域の一部を除く地域の現地調査をほぼ終了して、調査データの取りまとめを行っております。

平成23年度は残る地域の現地調査を行うとともに、秋頃を目途に調査ほ場の今後の利用に関するアンケート調査を実施することとしており、現地調査及びアンケート調査

結果をデータベース化し、活用することとしております。

なお、当センターは平成２３年度をもって調査業務を終了し、解散することとなり、調査結果は市が引き継ぐこととなりますので、今後は農地の情報や土地所有者と耕作者となり得る認定農業者、農業法人等への担い手への橋渡し等の課題について、農協、農業委員会等の関係機関と協議し、低未利用地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） ８番、１つ目の項目についての再質問ありますか。はい、８番。

○８番（小山緑郎君） ちょっと確認ですけれども、答弁の中でありましたけれども、今、２２社の製材業者いるわけですけれども、これ、新しい製材工場ができた場合に、生産というか今の仕事を縮小、廃止になるのでしょうか。出荷量というか事業量を縮小して今の大型製材所へ取り組むというそういう…、販売量を縮小して今の製材所の方へ、新しい方へ力を入れていくということによかったのでしょうか。ちょっと確認します。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 小山議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、操業後に参加、新規加入する組合員２２社、これにつきましては、必ずしも製材業者だけではなくて、運送関係から、あとはいわゆる合板関係、そういう方たちもいるようであります。

それで、今５社で立ち上がりますけれども、ここの関係につきましては、この参加するところの現在の生産設備、稼働すると廃棄するということでもあります。そういうことでもありますので、この秋田木材、協和に本社ありますけれども、ここの方たちについても継続で事業体として雇用される、すべてではありませんがその部分と、あとは七曲ですので管内から若い人といいますか、そういう人たちも雇用するという、そういう計画になっております。雇用関係については、私ども大仙市とこの製材協同組合とで協定を結ばせていただいて、一定の人数を雇用していただくというようなそういう考え方しております。

○議長（児玉裕一君） ８番、この件に関して再々質問、よろしいですか。

○８番（小山緑郎君） はい。

○議長（児玉裕一君） 次に、２番目の項目についての再質問はありますか。はい、８番。

○８番（小山緑郎君） 再質問ではありませんけれども、限られた予算内での事業実施と



なっておるわけですがけれども、将来を見通した、ほかの病院にない新しいものを取り入れた特徴ある、利用者に喜ばれる病院を目指していただきたいと、これはお願いです。

○議長（児玉裕一君） 次に、3番目の項目についての再質問はありますか。はい、8番。

○8番（小山緑郎君） いろいろな幅広い農業のいろいろ施策の中で、一つ、加工品についてだけちょっと再質問させていただきますけれども、同じ加工品でも例えば漬物とかいろいろ麺類とかお菓子とかと、いろいろなそういう加工品の販売等も引き続き非常に大切なわけですが、できれば今まで新しい取り組みというかあるわけですが、食品メーカーとかの共同とかの、例えばそういった協議はしたことはありますか。例えば研究所を含めてメーカーとのそうした…例えば今、ドレッシングとか調味料とかケチャップなんかは、原料をみな輸入に頼っていますけれども、そうしたことをメーカーと、ただやっぱり輸送費、また、コストの関係でやっぱりだめだったもので、そうした今までの経緯でそういう調査とか取り組んだというか、その事例はあったものですか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 質問にお答えいたします。

県の食品の研究所の方とはいろいろ話し合いはしておりますけれども、そういうメーカーの方々とそういう話は今のところしたことはございません。

○議長（児玉裕一君） 8番、再々質問ありますか。はい、8番。

○8番（小山緑郎君） 多分これ、輸送費とかコストの原価の問題になってくると思いますけれども、ただ、今の現状を見てね、そういう研究所とか大仙市のそういう原材料を使って工場を誘致して雇用につなげていければ本当は素晴らしいことですが、今後も、もしいろいろな何か高速も無料化なんて、なっているものだから、いろいろそうしたものを検討しながら、ひとつそういう面で農産物の販売というか需要量の増加にもちょっと考えていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げまして私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） 答弁いいですか。栗林市長、答弁願います。

○市長（栗林次美君） この、具体的にこの食品メーカーとのこの接触の関係であります。が、企業対策室で新年度、特にこの分野についての接触といいますか情報をいろんな形で取り入れられるような仕組みを作ろうということで計画をしております。

それと我々ですが、ビールメーカーであるとか、あるいはそういうところの人といろんな機会では話だけはいろいろしておりますけれども、なかなかその具体性までは

至らない。我々正副市長のあたり、あるいは部長のあたりでも、前段的なまず接触というのは、できるだけ試みておりますけれども、なかなか具体化まではいかないというのが今の実情であります。ただ、接触だけはしているつもりであります。

○議長（児玉裕一君） これにて８番小山緑郎君の質問を終わります。

---

○議長（児玉裕一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午前 11 時 46 分 散 会